

# 行田市スポーツ推進審議会次第

◇日 時：令和5年8月24日（木）  
午後1時30分～

◇場 所：行田市産業文化会館  
第2会議室

市民憲章唱和

1 開 会

2 辞令交付

3 あいさつ

4 正副会長の選出

5 議 事

(1) 令和5年度 主要事業の概要について

(2) 令和5年度 行田市スポーツ大賞について

(3) 指定管理者選定の経緯について

6 閉 会

## 行田市スポーツ推進審議会委員

(順不同)

No	氏名	選出団体	備考
1	玉木 民雄	行田市スポーツ推進委員協議会	
2	伊藤 佳代子	行田市スポーツ推進委員協議会	
3	篠崎 貴枝子	行田市スポーツ推進委員協議会	
4	川上 新一	行田市体育協会	
5	関口 尚子	行田市体育協会	
6	小松 裕幸	行田市体育協会	
7	秋川 俊行	行田市小学校体育連盟	
8	櫻井 真佐美	行田市中学校体育連盟	
9	遠藤 真由美	進修館高等学校	
10	大屋 彰	行田市議会	
11	村田 清治	行田市議会	
12	森田 敏一	行田市自治会連合会	
13	大野 久美子	行田市男女共同参画推進審議会	
14	根岸 君枝	行田市男女共同参画推進審議会	
15	河本 英敏	行田市医師会	

※ 任 期：令和7年6月30日まで

## 令和5年度 主要事業の概要について

### (1) スポーツ・レクリエーションの振興

本市には、行田グリーンアリーナ（総合体育館）や自由広場などさまざまなスポーツ施設があります。

また、小・中学校の体育施設を開放し、市民がスポーツ活動に接することができる環境を積極的に提供しています。少子・高齢化社会が進む中、さらなる市民の健康の保持増進を図るためには、誰でも気軽に参加できる持続可能な生涯スポーツ活動の推進とともに、多様化するスポーツニーズに対応できる専門性の高い指導者の育成が必要です。市民がいつでも気軽にスポーツに親しむことができ、心とからだの健康が維持できる環境づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

#### ア. スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、自ら進んで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう生涯スポーツ活動の場を積極的に提供し、スポーツ・レクリエーションの日常化を図る。

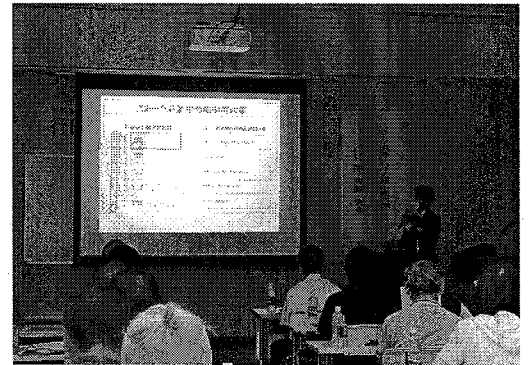
- (1) 生涯スポーツ事業の充実
- (2) ウォーキング事業の実施
- (3) 各種スポーツ教室の開催と支援
- (4) 行田市スポーツ推進委員の充実・強化
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 鉄剣マラソン大会、市民体育祭等の開催
- (7) 児童対象のスポーツ大会の開催
- (8) ラジオ体操の普及・促進
- (9) 体育施設指定管理者との連携



## イ. 各団体への支援及び連携と指導者の育成

市民の多様化するスポーツ・レクリエーションへのニーズや競技力の向上等に資するため、その核となる指導者をはじめ、サークルリーダーやスポーツボランティアの養成と資質の向上を図る。

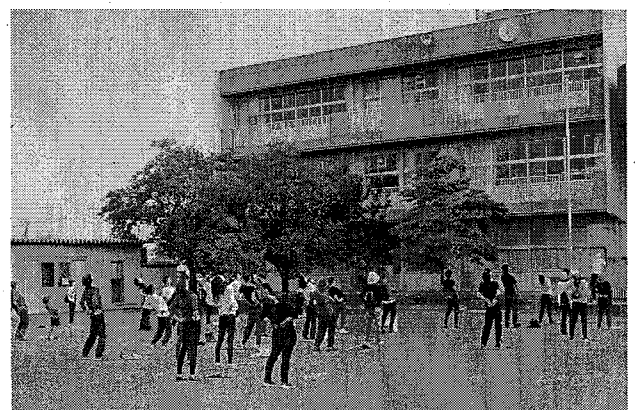
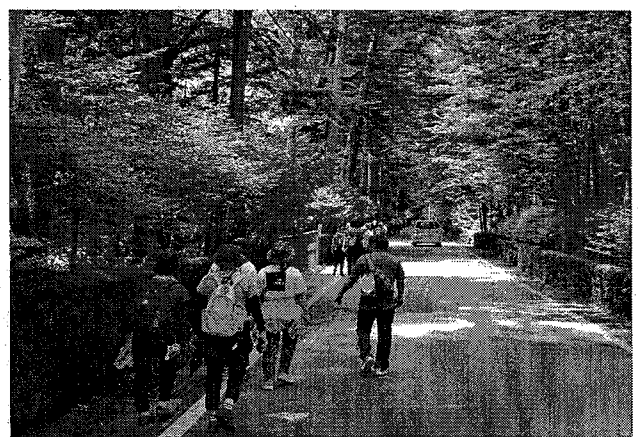
- (1) 指導者等講習会の開催
- (2) スポーツ指導者研修会の充実
- (3) 行田市体育協会との連携
  - ・行田市スポーツ協会へ名称の変更（令和6年度から）
- (4) 各地区体育協会及び種目別競技団体への支援
- (5) 体育施設指定管理者との連携・協力
  - ・自主事業の充実（ラウンドフィットネス等）



## ウ. スポーツ施設の整備・充実

市民が身近なところでスポーツ・レクリエーション活動が楽しめる機会をより多く提供するため、体育施設の整備・充実と効率的な活用を図る。

- (1) スポーツ活動に必要な施設の整備・充実
  - ・総合体育館サブアリーナ放送用機器の更新
- (2) 安全な施設確保と保守の徹底
  - ・総合体育館非常照明用直流電源装置更新工事
  - ・総合体育館昇降機更新工事
- (3) 施設の合理的な管理運営と効率的な利用促進
  - ・公共施設予約システムの運用
- (4) 学校体育施設等既存施設の有効活用
- (5) 施設利用調整会議の開催



(2) 事業

事業名	期日	内容
陸王杯 第37回 行田市鉄剣マラソン大会	4月 2日(日)	全国から市民ランナーが集い、ハーフ・10km・5km・1km・ジョギングの各部門で開催。 参加者：2,302人
スポーツ指導者研修会 (普通救命講習)	6月10日(土) 11日(日)	スポーツ指導者等を対象に普通救命講習会を開催し、技術の習得と資質向上を図る。 参加者：22人
スポーツ指導者等講習会 (熱中症対策)	6月14日(水)	スポーツ指導者等を対象に、運動中の熱中症対策と水分補給に関する講習会を開催。 参加：42人
第30回行田市綱引き大会	6月24日(土)	スポーツ指導者等を対象に普通救命講習会を開催し、技術の習得と資質向上を図る。 参加：11チーム
新・旧軽井沢ウォーキング	6月25日(日)	ウォーキング事業を開催し、生涯スポーツの推進と健康の保持増進を図る。 参加：61人
小学校ラジオ体操普及事業 (夏期休暇奉仕活動日)	7月22日(土) 他	小学校夏期休暇中の奉仕活動日に参加者全員でラジオ体操を実践し、さらなる普及を図る。 参加予定：5校 1,853人
第70回行田市民体育祭	10月22日(日)	15地区対抗で各種目を競い、市民の健康・体力の保持増進と地域の親睦を図る。 昨年度：中止 例年参加者数：約3,000人
友好都市スポーツ交流事業	11月11日(土) 12日(日)	スポーツを通じた友好都市相互の親睦を深めることを目的に開催。隔年実施。持ち回りで会場市を担当。今年度は行田市が会場市。 競技種目：ソフトバレーボール
第65回“浮き城のまち行田” 駅伝競走大会	12月 3日(日)	一般・地区体協・高校・中学・小学生の5部門で駅伝競走を実施する。 昨年参加チーム：86チーム
第33回行田市なわとび大会	1月27日(土)	冬季における体力づくりを目的に開催。個人・団体・親子の各部門で記録に挑戦する。 昨年度：中止 例年参加者：350人

# 行田市スポーツ褒賞制度に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、市民一人ひとりがスポーツを通じて地域の連帯意識を高め、本市のスポーツ振興に貢献し、その功績が顕著であるものの褒賞について必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の対象となるもの)

第2条 褒賞の対象となるものは、一年度につき一の地区体育協会とする。

(褒賞の対象となる種目等)

第3条 褒賞の対象となる種目等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行田市民体育祭
- (2) 行田市駅伝競走大会
- (3) 行田市壮年ソフトボール大会春季及び秋季大会
- (4) 行田市婦人バレーボール大会春季及び秋季大会
- (5) 行田市少年野球大会春季及び秋季大会
- (6) 行田市綱引き大会
- (7) 行田市なわとび大会(長なわとび部門)
- (8) 各地区体育協会における特色ある施策及び取組

(褒賞の選考)

第4条 褒賞の選考は、行田市スポーツ推進審議会が行う。

2 教育委員会は、前項の選考に際し、褒賞の選考基準その他の褒賞の選考に関する資料を作成し、行田市スポーツ推進審議会に提出するものとする。

3 褒賞の選考方法は、前項に規定する褒賞の選考基準その他の褒賞の選考に関する資料に基づき第3条各号に掲げる種目等ごとに点数を付け、この点数を合計した数と前年度の点数との差を比較するなど考慮し、その成績が優秀である一の地区体育協会を選考するものとする。

4 前項に規定する種目等ごとの点数は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号から第7号までに掲げる種目

褒賞の選考基準その他の褒賞の選考に関する資料に基づき決定した順位	点数
第1位	14点
第2位	12点
第3位	10点
第4位	8点
第5位	6点
第6位	4点
第7位以下	2点
不参加	0点

(2) 第3条第8号に掲げる取組 14点

(委任)

第5条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この内規は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

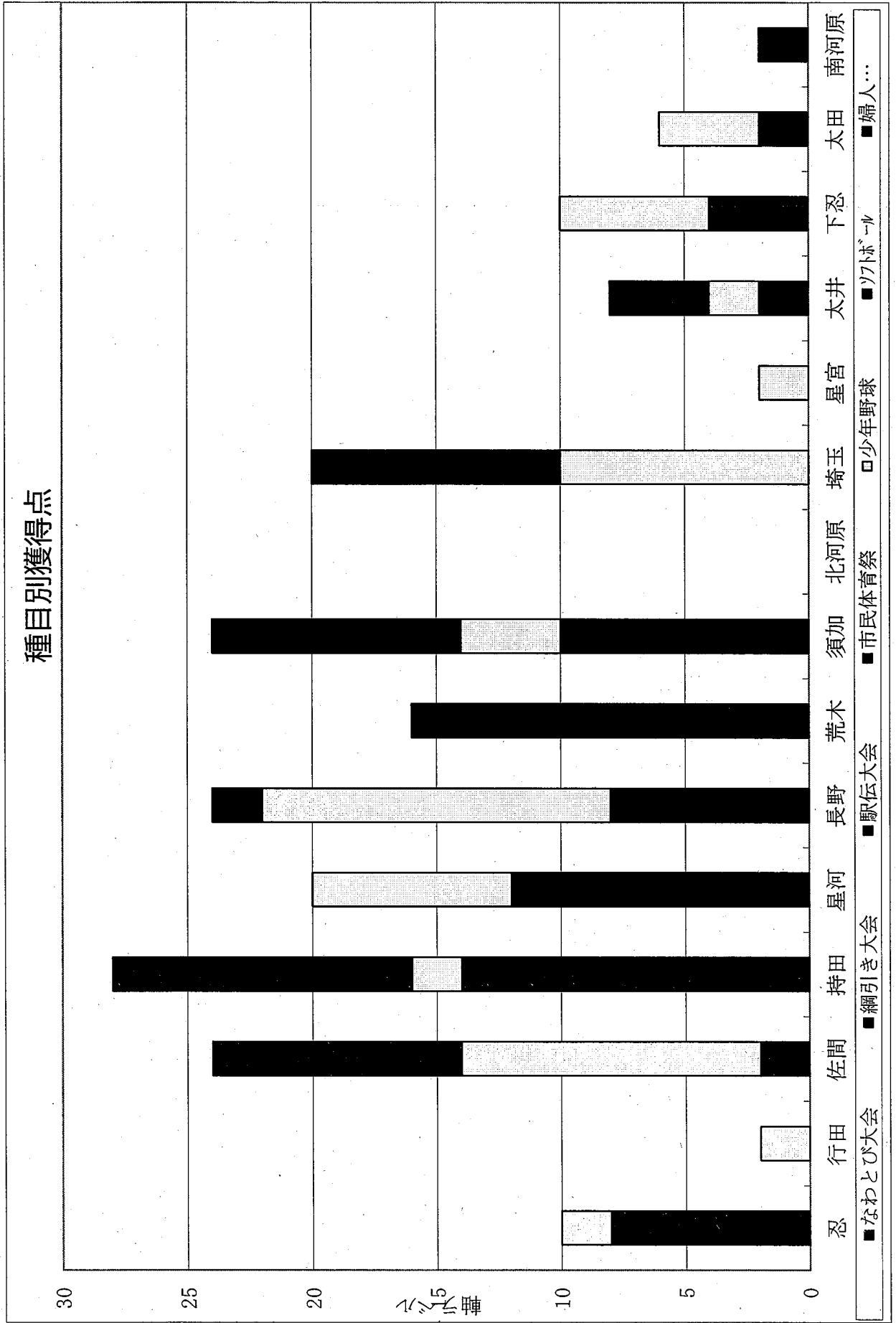
この内規は、平成29年5月1日から施行する。

# 行田市スポーツ大賞試算結果

地区コード	地区名	婦人 バレーボール	ソフトボール	少年野球	市民体育祭	駅伝大会	綱引き大会	なわとび大会	総計	総計 順位	前年度の 得点	前年度の 得点順位	増減	順位	地区名
1	忍		8	2		0			10	8	24	1	-14	15	忍
2	行田		0	2		0			2	12	11	11	-9	10	行田
3	佐間		2	12		10			24	2	12	10	12	2	佐間
4	持田		14	2		12			28	1	20	4	8	3	持田
5	星河		12	8		0			20	5	19	6	1	6	星河
6	長野		8	14		2			24	2	24	1	0	7	長野
7	荒木		2	0		14			16	7	0	14	16	1	荒木
8	須加		10	4		10			24	2	19	6	5	5	須加
9	北河原		0	0		0			0	15	0	14	0	7	北河原
10	埼玉		0	10		10			20	5	13	9	7	4	埼玉
11	星宮		0	2		0			2	12	11	11	-9	10	星宮
12	太井		2	2		4			8	10	20	4	-12	14	太井
13	下忍		4	6		0			10	8	21	3	-11	13	下忍
14	太田		2	4		0			6	11	15	8	-9	10	太田
15	南河原		2	0		0			2	12	7	13	-5	9	南河原

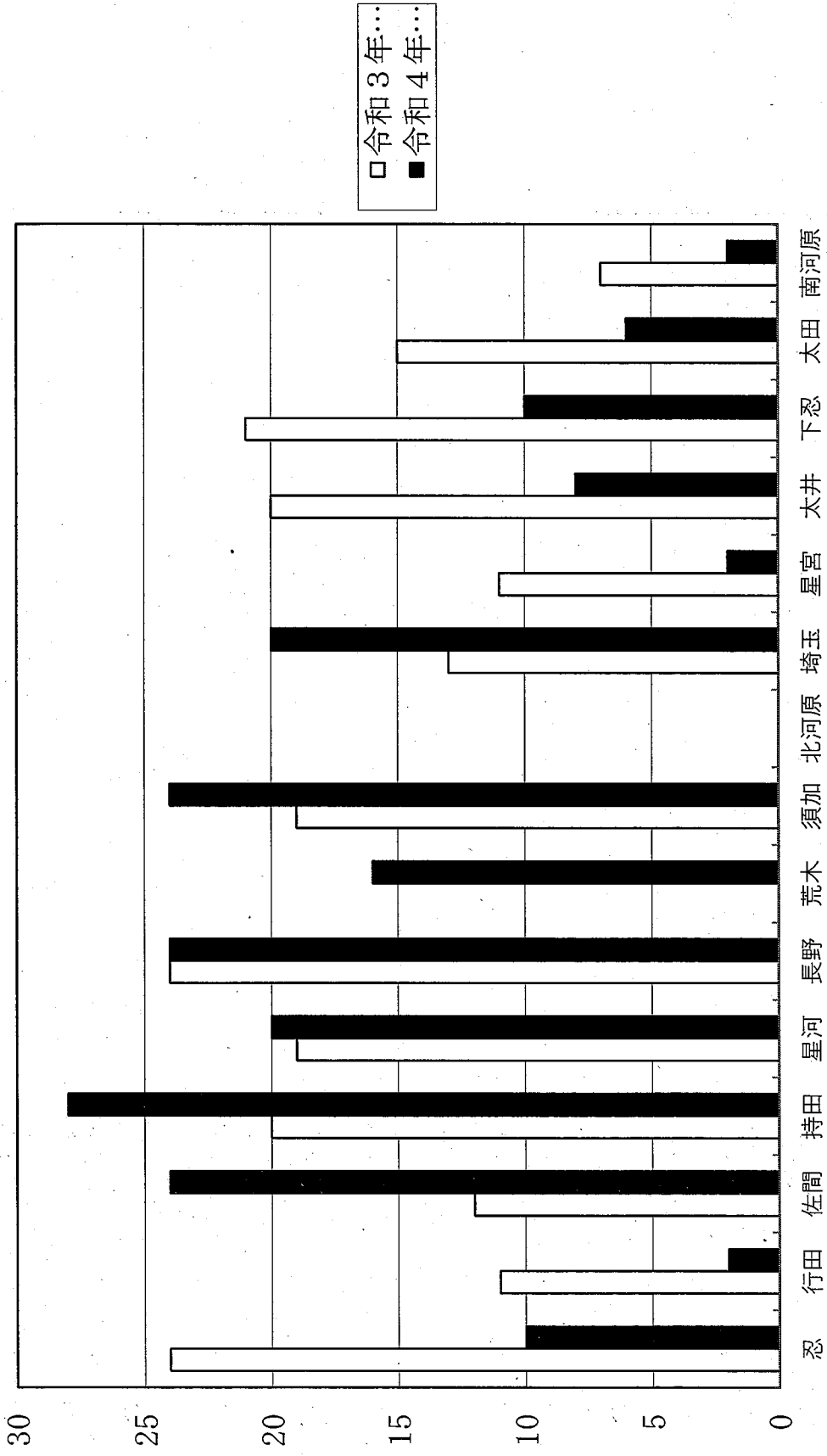


# 行田市スポーツ大賞試算結果



# 行田市スポーツ大賞試算結果

## 前年度との得点比較



ス ポ ー ツ 大 賞 過 去 上 位 地 区

☆印は受賞地区

年度	1位	2位	3位	4位	5位
53	☆佐 間	下 忍	忍	荒 木	星 河
54	☆荒 木	佐 間	下 忍	忍	埼 玉
55	荒 木	☆星 河	忍・下 忍		佐 間
56	荒 木	☆忍	下 忍	佐 間	星 河
57	荒 木	佐 間・星 河		☆忍	下 忍
58	荒 木	星 河	佐 間	☆北河原・忍	
59	☆星 河	佐 間	荒 木	下 忍	忍
60	星 河	☆荒 木	下 忍	持 田	佐 間
61	☆荒 木	星 河	下 忍	持 田・太 田	
62	☆荒 木	星 河	太 田	忍	持 田
63	☆持 田	星 河	荒 木	下 忍	忍
H元	☆星 河	荒 木	佐 間	持 田	忍・須 加
2	☆長 野	星 河	忍	佐 間	荒 木
3	☆星 河・持 田		長 野	須 加	荒 木
4	☆長 野	忍	星 河	荒 木	持 田
5	☆長 野	星 河	荒 木	佐 間	忍・太 井
6	☆長 野	星 河	佐 間・北河原		荒 木
7	☆北河原	長 野	佐 間	須 加	忍・星 河
8	☆長 野	忍	須 加	星 河	北河原
9	☆長 野	星 河	須 加	佐 間	荒 木
10	☆須 加	忍・佐 間		長 野	荒 木
11	☆星 河	佐 間・長 野		須 加	荒 木
12	☆忍	須 加	長 野	行 田・荒 木	
13	☆持 田	荒 木	長 野	須 加・北河原・荒 木	
14	☆星 河	忍	下 忍	太 井	星 宮
15	☆埼 玉	荒 木	北河原	太 田	長 野・須 加
16	☆星 河	佐 間	須 加	忍	星 宮
17	☆下 忍	太 田	持 田	北河原	行 田
18	☆荒 木	忍・長 野		星 河	佐 間
19	☆南河原	太 田	行 田	北河原	埼 玉
20	南河原	☆星 宮	太 田	北河原・太 井	
21	☆長 野	忍	太 田	佐 間	太 井
22	星 宮・下 忍		☆持 田・南河原		長 野
23	☆佐 間	北河原	星 宮	持 田	埼 玉
24	☆須 加・埼 玉		星 河	太 井	佐間・長野・荒木
25	下 忍	☆佐 間・埼 玉		荒 木	
26	☆南河原	星 宮	持 田	忍・太 田	
27	☆佐 間	荒 木	長 野	埼 玉	星 河・須 加
28	☆忍・下 忍		太 田	長 野・須 加	
29	☆太 井	星 宮	持 田	北河原	埼 玉
30	☆行 田	忍・太 田		佐 間	南河原
R元	☆長 野	持 田	忍・佐 間・埼 玉		
R2	☆荒 木・須 加・太 井			長 野	星 河
R3	選考見送り				
R4	選考見送り				

○行田市スポーツ推進審議会条例

昭和 47 年 9 月 27 日条例第 27 号

改正

平成 7 年 6 月 27 日条例第 12 号

平成 11 年 6 月 23 日条例第 15 号

平成 15 年 9 月 30 日条例第 25 号

平成 23 年 9 月 30 日条例第 15 号

行田市スポーツ推進審議会条例

題名改正〔平成 23 年条例 15 号〕

(設置)

第 1 条 本市に、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、行田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成 23 年条例 15 号〕

(任務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 35 条に規定するもののほか、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定による行田市スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

一部改正〔平成 23 年条例 15 号〕

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

(任命)

第 4 条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

一部改正〔平成7年条例12号・11年15号・15年25号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 行田市本丸球場管理委員会条例（昭和39年条例第40号）は、廃止する。

附 則（平成7年6月27日条例第12号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年6月23日条例第15号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日条例第25号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の行田市スポーツ振興審議会条例の規定により任命されている行田市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の行田市スポーツ推進審議会条例の規定により任命されている行田市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

## 行田市スポーツ推進審議会委員の選出区分に関する内規

### (趣旨)

第1条 行田市スポーツ推進審議会条例（昭和47年9月27日条例第27号）第2条の任務を遂行する上で、知識や経験の豊富なものを委員に任命するためにこの内規を定める。

### (選出団体及び機関)

第2条 行田市スポーツ推進審議会条例第4条で定めている、任命委員の区分に対する割り振り団体を次のとおりとする。

(1) 知識経験のある者を任命するための選出団体は、行田市スポーツ推進委員協議会、行田市体育協会、行田市小学校体育連盟、行田市中学校体育連盟、行田市議会、行田市自治会連合会、行田市男女共同参画推進審議会及び行田市医師会とする。

(2) 関係行政機関の職員を任命するための選出機関は、埼玉県立進修館高等学校とする。

### (選出人数)

第3条 第2条で定めた団体及び機関からの選出人数は、別表のとおりとする。

### (委任)

第4条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。

### 附 則

この内規は、平成13年6月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成17年6月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行田市スポーツ推進審議会委員の選出人数

団 体 名	選出依頼人数
行田市スポーツ推進委員協議会	3名
行田市体育協会	3名
行田市小学校体育連盟	1名
行田市中学校体育連盟	1名
埼玉県立進修館高等学校 （埼玉県高等学校体育連盟）	1名
行田市議会	2名
行田市自治会連合会	1名
行田市男女共同参画推進審議会	2名
行田市医師会	1名
合 計	15名

## 指定管理者選定の経緯について（体育施設）

令和5年8月24日

生涯学習スポーツ課

### 1 体育施設の指定管理について

指定管理制度とは、平成15年6月の地方自治法の改正で創設された制度で、公の施設の管理運営について、民間事業者のノウハウを活用し、経費削減やきめ細やかな利用者ニーズに対応するなど、質の高いサービスの提供を目的とするもので、行田市においては、平成18年度から導入している。

- (1) 第1期 平成18年度から5年間【非公募】
- (2) 第2期 平成23年度から5年間【非公募】
- (3) 第3期 平成28年度から7年間【非公募】  
(新型コロナウイルス感染症により2年延長した。)
- (4) 第4期 令和5年度から5年間【公募】
- (5) 指定管理者 第1期から変更なし。

『公益財団法人 行田市産業・文化・スポーツいきいき財団』

### 2 令和5年度からの指定管理者選定に向けた検討

行田市指定管理者制度検討委員会において、令和3年度中に検討した結果、指定管理制度のメリットをさらに生かすとともに、指定管理者による効率的な運営を行う目的で、施設の組合せを行い、公募することとなった。体育施設については公園内にある施設が大半であるため、総合公園及び富士見公園との組合せとなった。

※行田市指定管理者制度検討委員会メンバー（10名）

総合政策部長、財政課長、財産管理課長、人事課長、市民課長、商工観光課長、福祉課長、高齢者福祉課長、都市計画課長、生涯学習スポーツ課長。（委員長は総合政策部長）

### 3 令和5年度からの体育施設指定管理者選定及び指定管理開始までのスケジュール等

- (1) 指定管理者募集要綱及び仕様書の公表 令和4年7月25日（水）  
○ホームページにて公開
- (2) 説明会及び施設見学会 令和4年8月1日（水）  
○参加者 8事業者



- (3) 募集要綱及び仕様書等への質問期限 令和4年8月12日(金)  
○質問者 2事業者
- (4) 質問に対する回答公表 令和4年9月2日(金)  
○ホームページにて公開
- (5) 応募の申請期限 令和4年9月16日(金)  
○申請事業者 1事業者
- (6) 申請事業者に対する審査 令和4年9月26日(月)  
○プレゼンテーションを実施し、提案内容及び提案価格を採点。  
・採点結果 144点(180点満点)【100点換算で80点】  
・採点の詳細 提案内容90点(120点満点)  
提案価格54点(60点満点)  
・最低基準点の設定 108点(180点満点)【100点換算で60点】  
○委託金額(参考)  
・平成28年度からの7年間平均額 年間143,306,000円  
・令和5年度からの5年間平均額 年間124,700,000円
- (7) 候補者選考結果通知書発送日 令和4年10月3日(月)  
○指定管理者候補者 (公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団
- (8) 選考委員メンバー(8名)  
教育部長、総合政策部長、都市整備部長、教育次長、企画政策課長、財政課長、  
都市計画課長、生涯学習スポーツ課長。(委員長は教育部長)
- (9) 議会による指定管理者の議決日 令和4年12月20日(火)  
○地方自治法第244条の2第6項
- (10) 指定管理者の指定通知および告示 令和5年1月24日(火)
- (11) 指定管理者との協定書の締結 令和5年3月30日(木)
- (12) 体育施設の指定管理運営日 令和5年4月1日(土)

